

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社アドバンテッジアドバイザーズ 代表取締役 猪熊 英行
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズ
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年11月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	石垣食品株式会社
証券コード	2901
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社アドバンテッジアドバイザーズ
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズ
事務上の連絡先及び担当者名	渡辺 ルリ子
電話番号	03-5777-9042

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.7
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年11月1日
訂正箇所	平成29年11月6日付で提出した変更報告書No.7の記載事項の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	126,500		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 2,920,100	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 3,046,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,046,600

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	2,920,100
--	---	-----------

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	119,300		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 2,916,300	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,035,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,035,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		2,916,300

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年11月1日現在)	V	3,836,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		45.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		46.19

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年11月1日現在)	V	3,840,000
---------------------------------	---	-----------

上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	44.93
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	46.19

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、石垣食品株式会社第1回新株予約権（以下、本（6）において「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約を締結しており、本新株予約権（目的となる株式数2,920,100（報告義務発生日時点））に関し、本新株予約権に係る発行要項に定める取得条項の発動について、提出者の事前の承諾が必要であること、及び以下に掲げる場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権1個当たり235円の価額で、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができることを合意しております。

（ ）発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合

（ ）発行者が発行する株式が株式会社東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合

（ ）本新株予約権の発行後、株式会社東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して下限行使価額を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の発行者普通株式1取引日あたりの株式会社東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成29年9月27日に先立つ10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日あたりの株式会社東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の30%を下回った場合、又は株式会社東京証券取引所における提出者の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合

提出者は、石垣裕義との間で、平成29年9月15日付で、発行者の普通株式169,300株について株式貸借契約を締結しております。貸借期間は、平成29年9月15日から平成31年9月27日まで（但し、貸借期間満了前に、貸借対象株式の全部又は一部の返還が行われることがあります。）です。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、石垣食品株式会社第1回新株予約権（以下、本（6）において「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約を締結しており、本新株予約権（目的となる株式数2,916,300（報告義務発生日時点））に関し、本新株予約権に係る発行要項に定める取得条項の発動について、提出者の事前の承諾が必要であること、及び以下に掲げる場合には、提出者は、その選択により、発行者に対して書面で通知することにより、本新株予約権1個当たり235円の価額で、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができることを合意しております。

（ ）発行者が消滅会社となる合併契約の締結又は発行者が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が発行者の取締役会で承認された場合

（ ）発行者が発行する株式が株式会社東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合

（ ）本新株予約権の発行後、株式会社東京証券取引所における発行者普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して下限行使価額を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の発行者普通株式1取引日あたりの株式会社東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成29年9月27日に先立つ10連続取引日間の発行者普通株式の1取引日あたりの株式会社東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の30%を下回った場合、又は株式会社東京証券取引所における提出者の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合

提出者は、石垣裕義との間で、平成29年9月15日付で、発行者の普通株式169,300株について株式貸借契約を締結しております。貸借期間は、平成29年9月15日から平成31年9月27日まで（但し、貸借期間満了前に、貸借対象株式の全部又は一部の返還が行われることがあります。）です。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	28,259
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	

上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	28,259

(注) 処分した株券に係る取得資金は、処分前の1株あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	27,032
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	27,032

(注) 処分した株券に係る取得資金は、処分前の1株あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた額を差し引いている。